

音更町障がい福祉計画

(平成24年度～32年度)

音 更 町

はじめに

平成18年の障害者自立支援法の施行により、我が国の障害福祉施策は大きな転換期を迎え、それまでの入所施設中心の支援から地域生活を基本とする支援に移行し、各市町村にサービス提供体制の確保に関する障害福祉計画の策定が義務づけられました。

本町におきましても、「障がいの有無にかかわらずあたり前に生活できるまち」を基本目標とした第1期及び第2期音更町障害福祉計画を策定し、本町独自の数値目標を設定した上で、中期・体系的な施策を定めた「音更町障害者福祉計画」と合わせて、障害福祉施策の着実な推進に努めて参りましたが、この度、第2期の計画期間が平成23年度をもって終了するため、「音更町障害者福祉計画」と「音更町障害福祉計画」を併せた「音更町障がい福祉計画（平成24年度～32年度）」を策定いたしました。

（仮称）障害者総合福祉法制定に向けた議論が行われている中での策定となり、今後も障がいのある方々を取り巻く状況は変化し続けていくものと思われませんが、障害福祉施策の更なる充実と推進を図り、町民の皆様と共に「障がいの有無にかかわらずあたり前に生活できるまち」の実現に向けて取り組んでいくことが必要だと存じますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力をいただいた皆様、多大なご尽力をいただいた音更町障害福祉計画等策定委員会委員の皆様並びに貴重なご意見・ご提言をいただいた多くの町民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成24年3月

音更町長 寺山 憲二

目 次

第1章 総論（基本計画）

I 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・経緯…………… 1
- 2 計画の位置付け・構成…………… 4
- 3 計画期間…………… 5
- 4 対象者の範囲…………… 5

II 音更町の障がいがある人を取り巻く状況

- 1 音更町の障がいがある人の状況（第2期との対比）…………… 6
- 2 音更町民が利用できる障害福祉サービス…………… 14
- 3 障害福祉サービスの提供体制の現状と評価…………… 15

III 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本目標…………… 19
- 2 計画の基本方針…………… 20
- 3 重点施策…………… 20
- 4 本町独自の取り組み…………… 21

第2章 各論（前期実施計画）

I 平成26年度の数値目標（町独自の数値目標）…………… 22

II 計画推進のための具体的取り組み

- 1 具体的取り組みの設定について…………… 24
- 2 計画推進のための工程表…………… 28

第3章 サービス見込みと基盤整備（前期実施計画）

- 1 介護給付及び訓練等給付の見込量…………… 40
- 2 地域生活支援事業の見込量…………… 41

第4章 資料…………… 42

第1章 総論（基本計画）

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨・経緯

音更町では、昭和56年(1981年)の「国際障害者年」を契機に、各種福祉施策の充実、公共施設の整備・改善などに積極的に取り組むとともに、平成10年(1998年)3月には、障がいがある人の自立と社会参加を促進するための中期的・体系的な施策の方向性を明らかにすることを目的に「音更町障害者福祉計画(平成10～14年度、16年度～23年度)」を策定し、障がいがある人の「完全参加と平等」の実現を目標として計画的な障害福祉施策を推進してきました。

この間、平成12年(2000年)4月から介護保険制度が施行されたほか、同年6月には「社会福祉基礎構造改革」の一環として、社会福祉事業法等関係8法が改正されるなど、個人が尊厳をもって、その人らしい自立した地域生活が送れるよう今後の福祉施策の枠組みがつけられました。これにより、平成15年(2003年)4月からは、従来の「措置制度」から、利用者が自ら事業者を選択・決定し、契約によりサービスを利用できる「支援費制度」に変わりました。

さらに、平成18年4月からは、障がいがある人達が地域で働きながら暮らすことを目指した「障害者自立支援法」が施行され、それまでの入所施設中心の支援から地域生活を中心とした支援へ、我が国の障害者施策は大きな転換期を迎えました。障害者自立支援法により、①障害施策の実施主体を市町村に一元化、②サービス体系の再編、③就労支援の抜本的強化、④支給決定の透明化、⑤安定的な財源の確保を柱として制度改正が行われましたが、利用者負担のあり方、事業者に対する日払方式の導入などに対し様々な意見が出されました。

こうした意見を受け、国では、障害者自立支援法の施行に伴う激変緩和、新たな事業に直ちには移行できない事業者の経過的な支援等の特別対策事業や、利用者負担の見直しを含めた緊急措置を併せて実施してきました。また、平成22年12月の障害者自立支援法等の改正により、平成24年4月からは障害児支援や相談支援などが強化される予定です。

現在、障害者自立支援法に代わる「障害者総合福祉法(仮称)」を平成25年8月に施行するための検討が進められていますが、平成23年6月には、(通称)「障害者虐待防止法」が制定され、平成23年8月には障害者基本法の改正による障がいがあ

る人の定義の見直しが行われるなど、障害福祉政策の抜本的な見直しに向けた議論が行われています。

障害者自立支援法により、市町村には、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する障害福祉計画の策定が義務づけられ、本町においても「第1期音更町障害福祉計画（平成18年度～平成20年度）」及び「第2期音更町障害福祉計画（平成21年度～平成23年度）」をそれぞれ策定しました。

これまでの計画では、国の基本指針において設定することとされた平成23年度における数値目標をはじめ、本町独自の就労支援に関する数値目標の設定、目指す姿の設定、工程表の作成等を行い、自立支援協議会の立ち上げ、職場体験事業の開始など、計画の着実な推進に努めてきました。

計画の基本目標、基本方針について

国計画指針

【法の理念】

障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現

【基本的理念】

- 1 障がい者等の自己決定と自己選択の尊重
- 2 実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化
- 3 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

道計画指針

【平成26年度に向けて目指す方向】

希望するすべての障害者が地域で暮らせる社会の実現

【基本方針】

- 1 地域生活支援体制の構築
- 2 地域生活への移行促進
- 3 サービス基盤の地域間格差の縮小
- 4 就労支援の強化

音更町計画

【基本目標】

「障がいの有無にかかわらずあたり前に生活できるまち」の実現

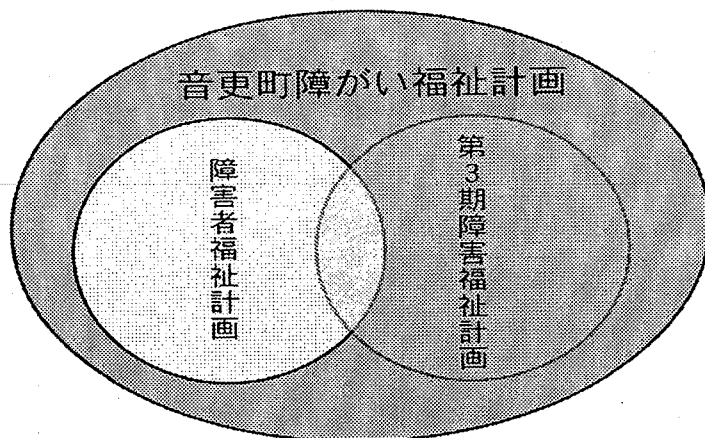
【基本方針】

- 1 ライフステージをつなぐ継続的・総合的な支援
- 2 地域生活の支援
- 3 利用者本位のサービス提供の実現

この度、第2期の計画期間が終了するため、その進捗状況を踏まえた上で、平成26年度末に向けての基本目標である「障がいの有無にかかわらずあたり前に生活できるまち」の実現に向け、障害福祉施策の一層の推進を図るために「第3期音更町障害福祉計画」の策定や、「音更町障害者福祉計画」について見直しを行う必要があります。このため、「第3期音更町障害福祉計画」と「音更町障害者福祉計画」で定めるべき事項を包括した「音更町障がい福祉計画」を策定し、本町の障害福祉

政策を総合的に推進します。また、「おとふけ生きいきプラン21(音更町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)」、「音更町次世代育成支援対策行動計画」その他関連する各種計画との整合性を図りながら横断的な施策の推進に努めます。

音更町障がい福祉計画について

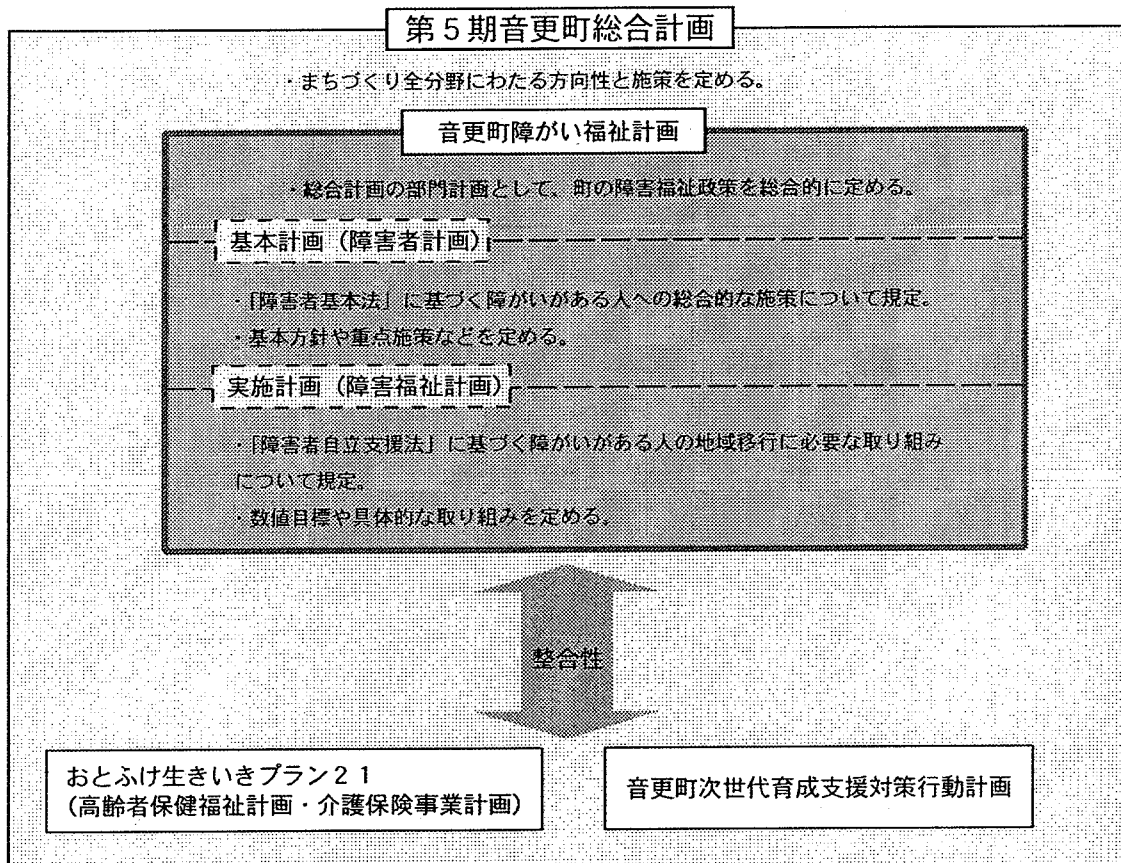


障害者福祉計画と第3期障害福祉計画で定める事項を包括

2 計画の位置づけ・構成

この計画は、本町のまちづくり全分野にわたる方向性と施策を定めた第5期音更町総合計画の部門別計画の一つです。総合的に障害福祉施策を体系化し、基本的な考え方を示す基本計画と、基本計画を実現するための具体的な取り組みを定めた実施計画から構成されます。

音更町障がい福祉計画の位置づけについて



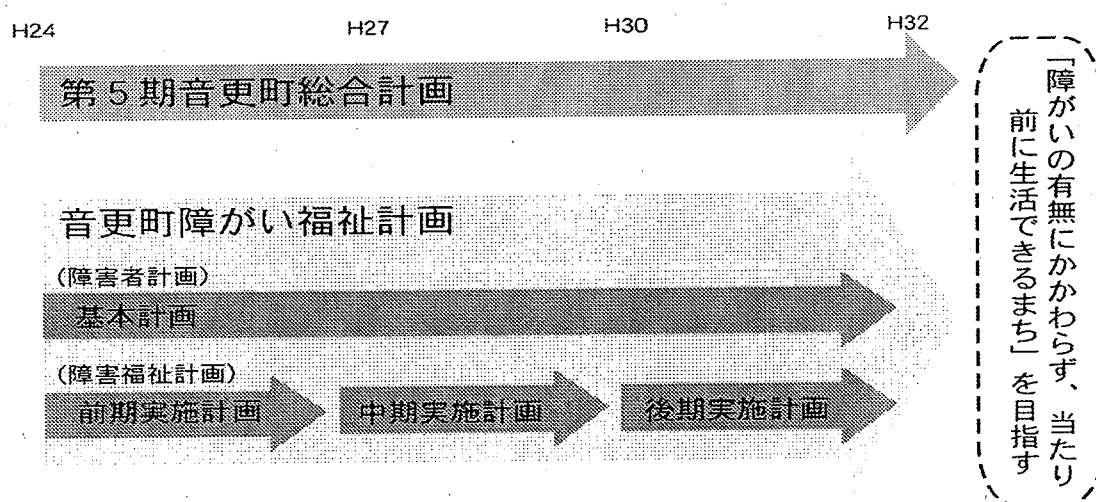
3 計画期間

基本計画は、平成24年度から平成32年度までの9年間とします(本文の第1章が該当します)。実施計画は、前期実施計画を平成24年度から平成26年度まで、中期実施計画を平成27年度から平成29年度まで、後期実施計画を平成30年度から平成32年度までのそれぞれ3年間とします(本文の第2章と3章が該当します)。

なお、中期実施計画及び後期実施計画は、前実施計画最終年に定めるものとし、策定に当たっては、必要に応じて基本計画を見直します。

※「障害者総合福祉法(仮称)」の施行により、期間中に見直しが必要となる場合があります。

音更町障がい福祉計画の期間について



※3年ごとに、実施計画を策定する。

今回定める数値目標や具体的な取り組みは、前期実施計画期間内のもの。

4 対象者の範囲

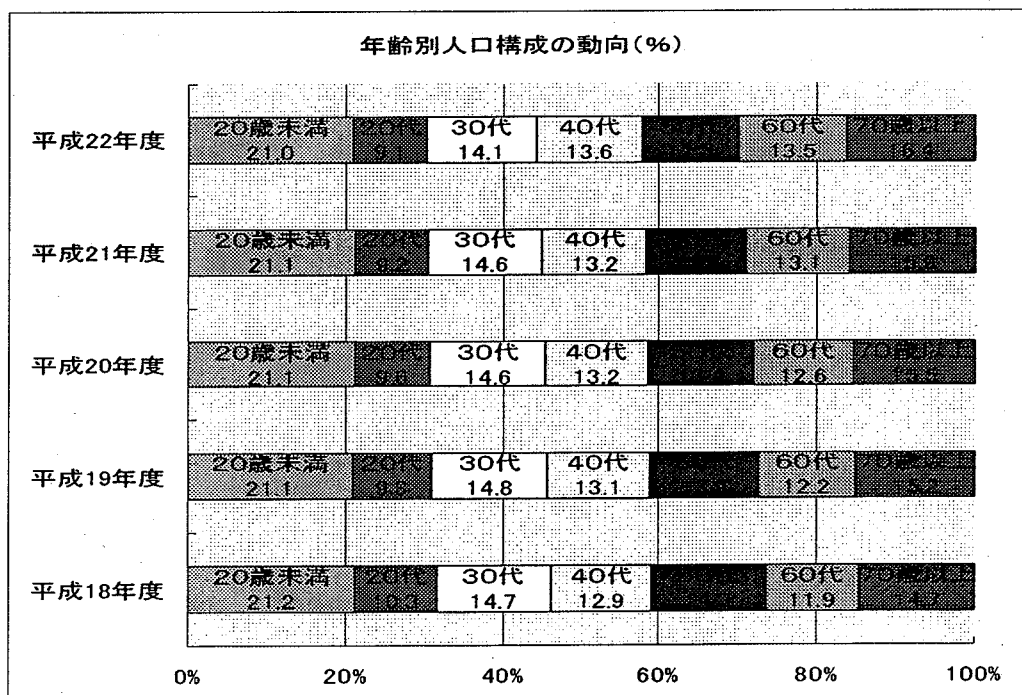
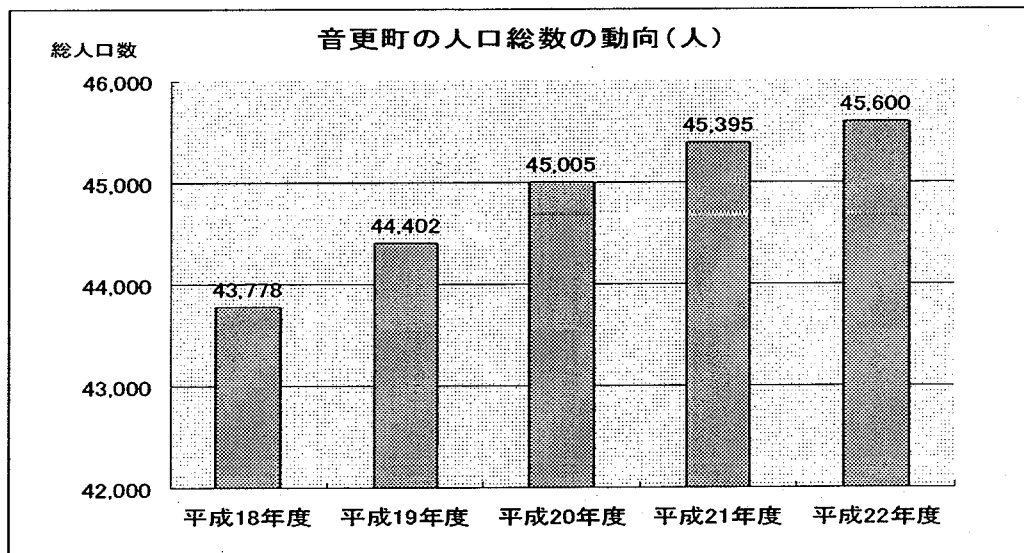
この計画の対象者は、障害者基本法に定める「身体障害・知的障害・精神障害・発達障害・その他の心身の機能の障がいがある人であって、障害及び社会的障壁(事物・制度・慣行・観念等)により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの(社会モデルの観点を反映)」のほか、同法改正の際の附帯決議及び障害者自立支援法の主旨を尊重し、いわゆる難病等特定疾患がある人や高次脳機能障害がある人を含めます。

II 音更町の障がいがある人を取り巻く状況

1 音更町の障がいがある人の状況

(1) 音更町の人口

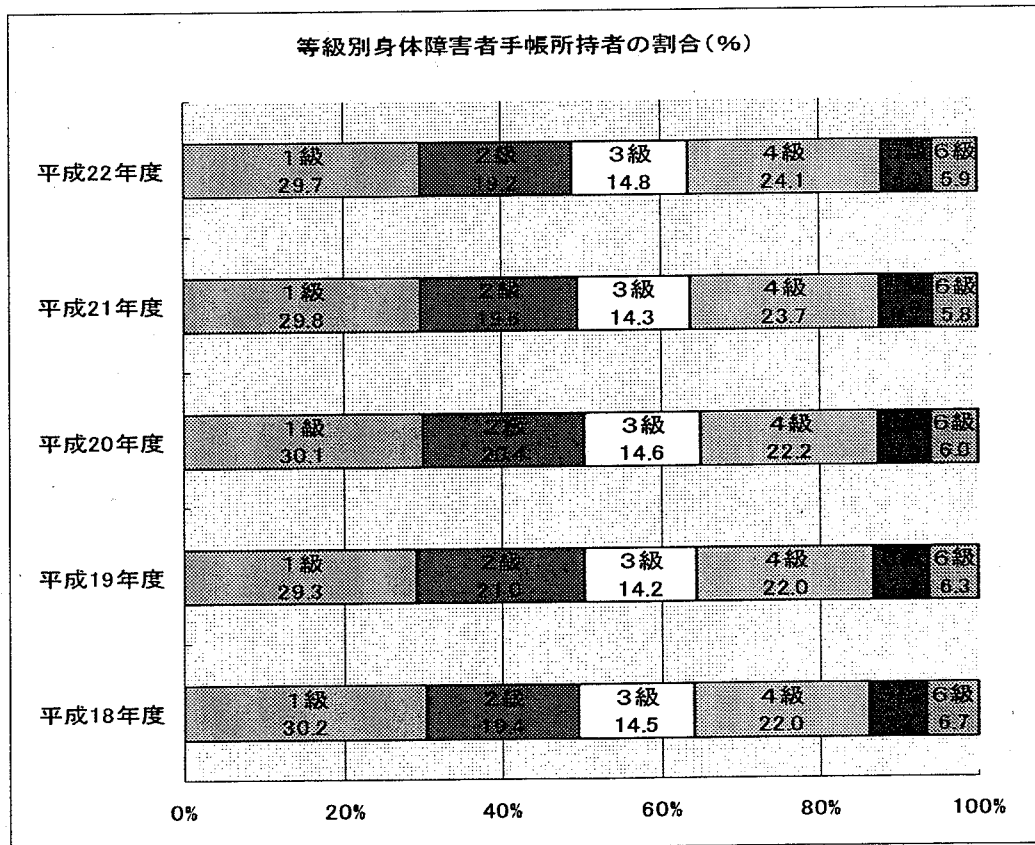
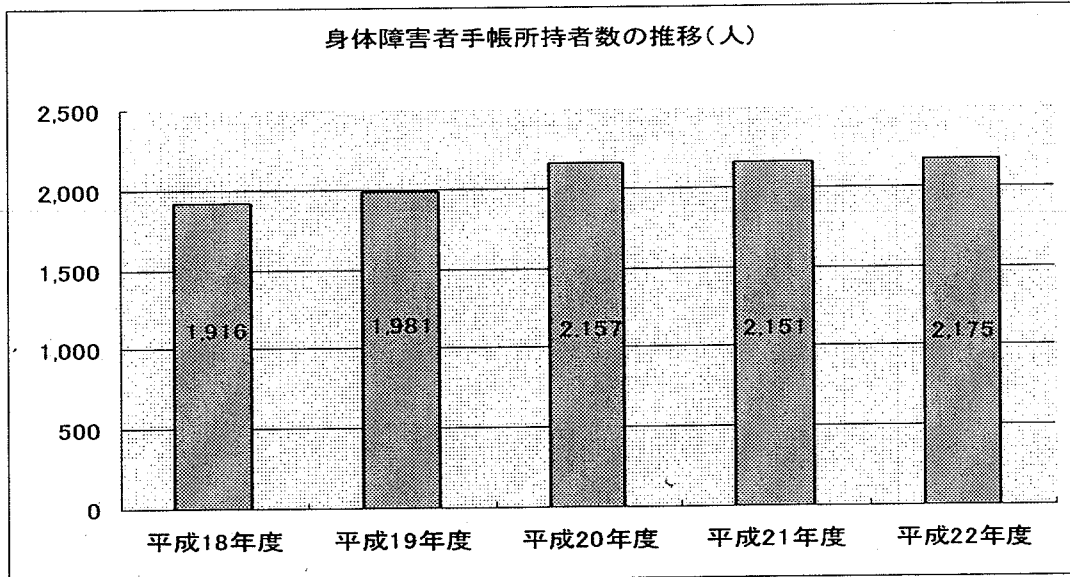
音更町の人口は、第2期計画策定時の45,005人（平成20年度末住民基本台帳）から2年間で595人（約1.3%）増え、平成22年度末には45,600人となっています。また、平成20年度末に28.1%だった60歳以上の人の割合は29.9%になっています。



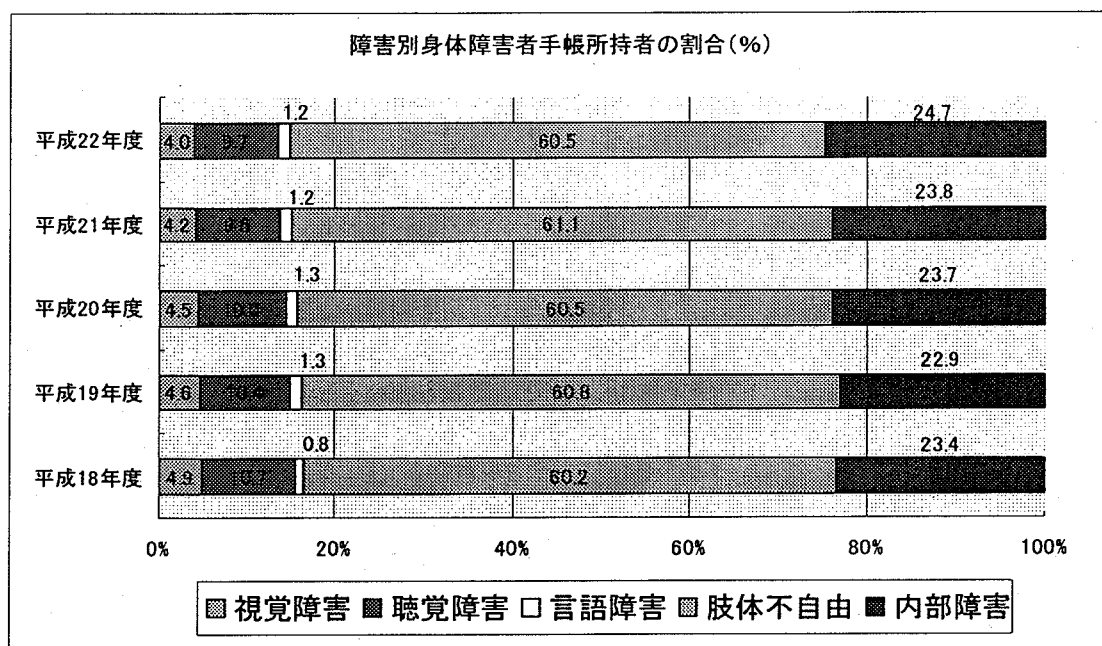
(2) 身体障がいがある人の状況

音更町の身体障害者手帳所持者数は、平成18年度末の1,916人から259人増え、平成22年度末で2,175人となっています。

また、いわゆる重度障害（1級と2級）の人が占める割合は、平成18年度末の49.6%から平成22年度末には48.9%になっており、ほぼ横ばいとなっています。

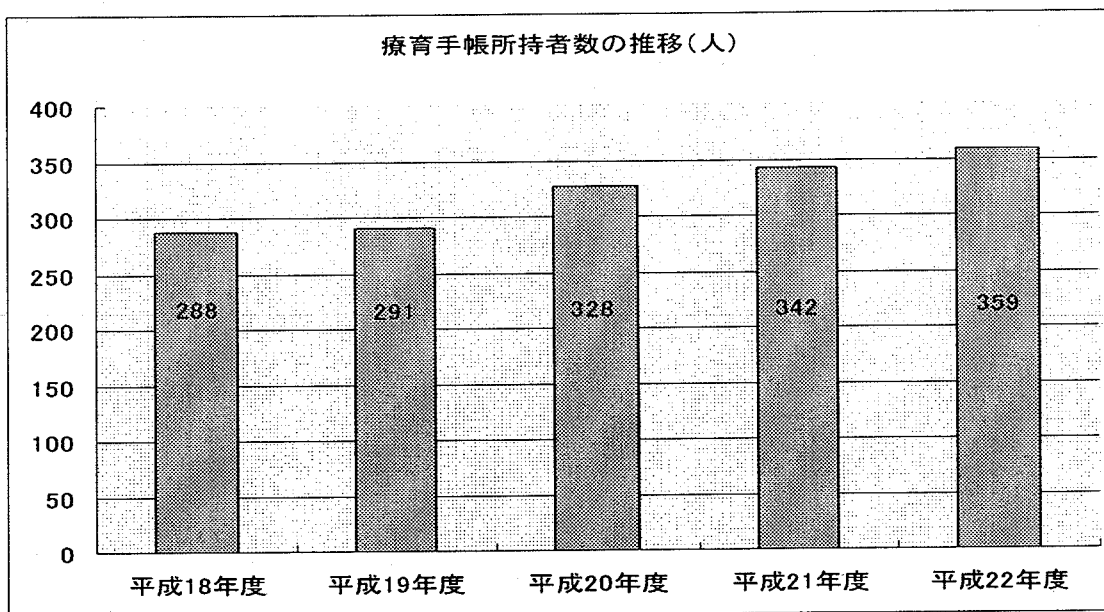


平成22年度末の障害種別の構成比は、視覚障害が4%強、聴覚・平衡機能障害が10%弱、音声機能・言語機能・そしゃく機能障害が1%強、肢体不自由が60%強、心臓・腎臓・呼吸器等の内部障害が24%強となっており、過去5年間ほぼ同様に推移しています。



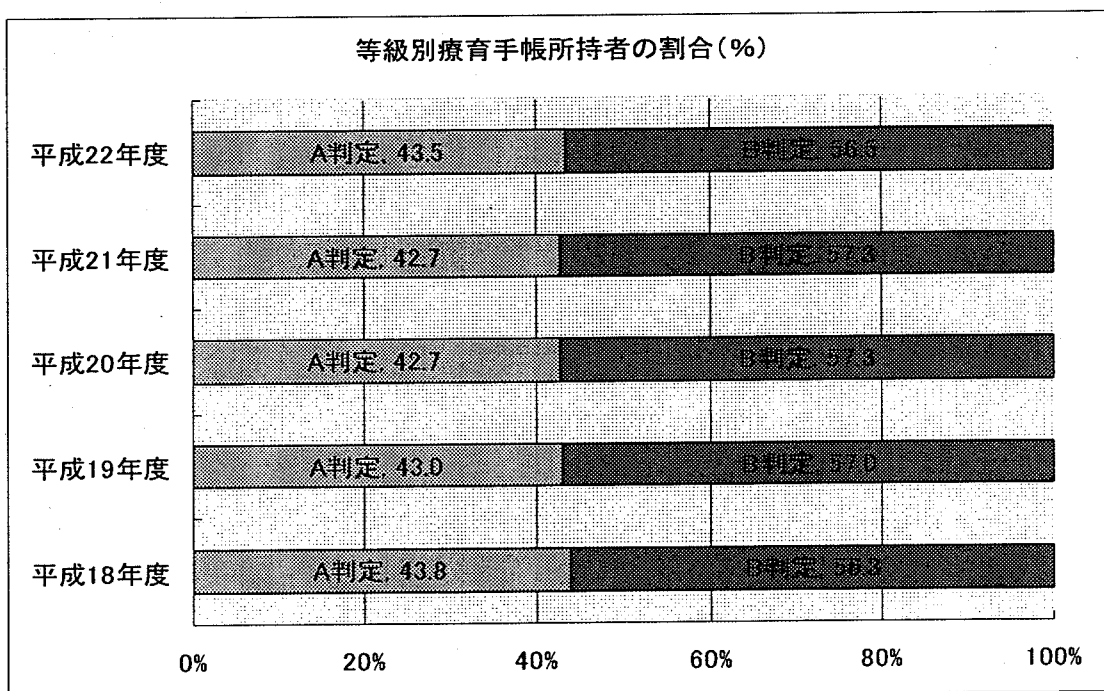
(3) 知的障がいがある人の状況

音更町の療育手帳所持者数は、平成18年度末の288人から71人増え、平成22年度末には359人となっています。



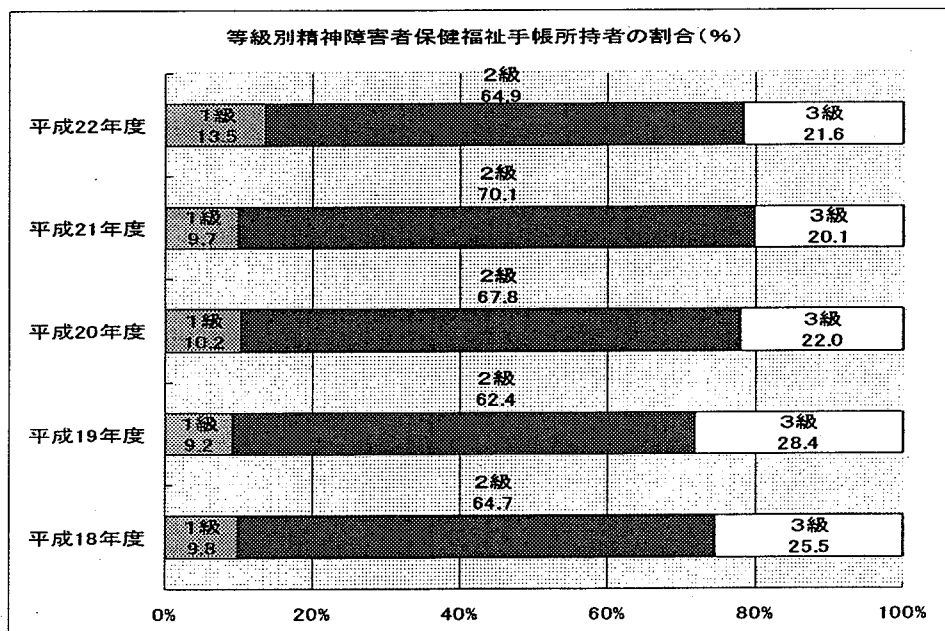
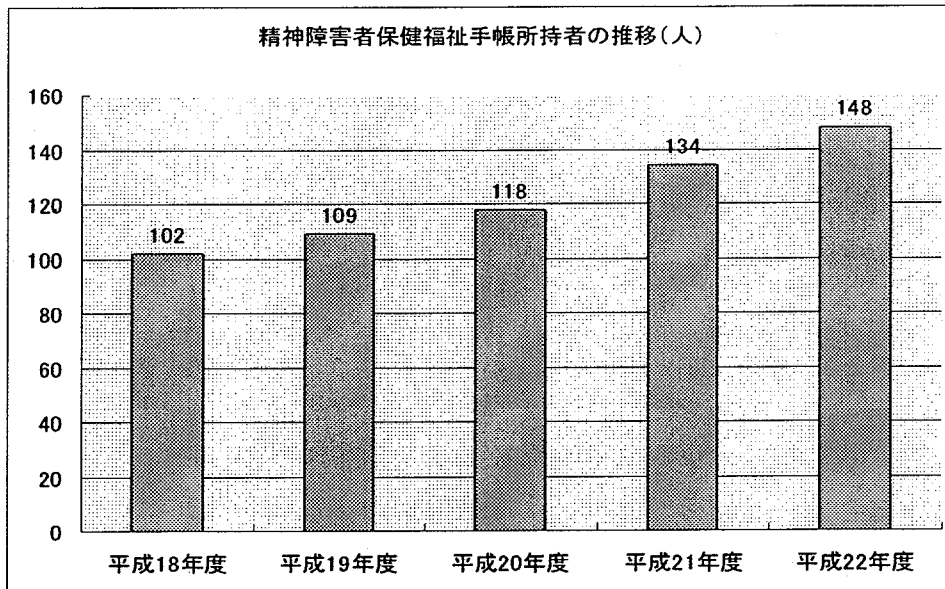
障害等級別では、中軽度であるB判定の人が平成18年度末の56.3%から平成22年度末には56.5%となっており、ほぼ横ばいとなっています。

なお、重度であるA判定の人は、平成22年度末で156人となっています。



(4) 精神障がいがある人の状況

音更町の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成19年度末の109人から、平成22年度末には148人となっており、約36%の増加率となっています（通院や入院していても手帳を持たない人は含みません）。大幅な増加率となったのは、発達障がいがある人の手帳取得が増加したためと考えられます。また、自立支援医療（精神障害者通院医療費公費負担）の受給者数は、平成19年度末現在で470人でしたが、平成22年度末現在では525人となっています（約12%増）。



(5) 難病等特定疾患がある人の状況

音更町の難病患者数は、299人（平成19年度末）から、354人（平成22年度末）に増加しています（増加率18%）。

なお、小児慢性特定疾患医療受給者は、354人中31人となっています。

(6) 発達障がいがある人の状況

平成17年4月に発達障害者支援法が施行され、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠如多動性障害等の発達障がいがある人についても、国や地方公共団体が支援を行う責務が定められ、発達障害者支援センターの設置が進められていますが、対象者数を含めその実態を把握することが困難な状況にあります。

なお、平成14年度の文部科学省の調査では、知的発達に遅れはないものの学習面や行動面で著しい困難を示すと担当教師が回答した児童生徒の割合が6.3%との結果が出されています。

(7) 高次脳機能障がいがある人の状況

脳梗塞や脳出血、くも膜下出血といった脳血管疾患や、交通事故等による脳外傷、脳炎、低酸素脳症等で脳を損傷した後に、「突然人が変わったようになる」「少し前に言われたことをすぐ忘れてしまう」等の症状が現れることがあります。これを高次脳機能障害といいます。

高次脳機能障がいがある人は、平成16年の厚生労働省の調査によると全国に30万人と推計されています。

障がいに対する適切な評価やリハビリテーションが早期になされれば症状はかなり改善されると言われていますが、外見上からはわかりにくいこと等から医療現場で見過ごされ、長期間適切な支援を受けられない場合が多い状況にあります。

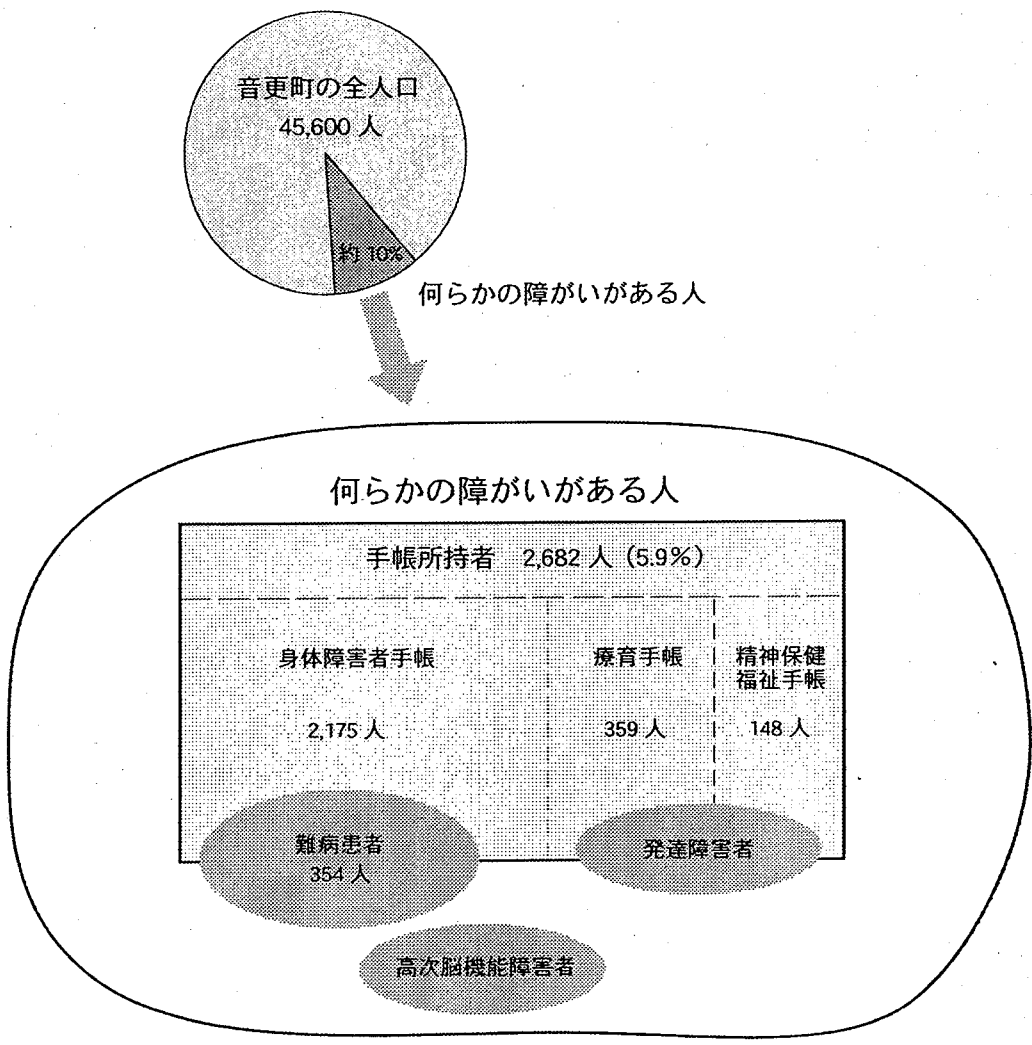
(8) 音更町の人口に占める障がい等がある人の割合

音更町の人口に対して約5.9%の人が何らかの手帳を所持しています(第2期計画策定時5.4%)。

また、発達障がいがある人や高次脳機能障がいがある人を含めると潜在的には人口に対して約10%の人が何らかの障がいがあると考えられます。

音更町の障がいのある人の割合について

音更町住民基本台帳人口 45,600人(平成22年度末)



※潜在的に支援を必要とする人まで含めると全町民の約10%が計画の対象者に

(9) 施設入所、入院している人の状況

施設入所者は平成20年3月末の111人から、平成23年3月末では108人となっています。

旧身体障害者施設を利用している人は29人(H20.3末現在)から13人(H23.3末現在)へ、旧知的障害者施設を利用している人は80人(H20.3末現在)から62人(H23.3末現在)へ減少しており、34人がいわゆる新体系施設に入所しています。

利用している施設の所在地では、町内施設を利用している人が36人(H20.3末現在)から33人(H23.3末現在)になり、町外施設を利用している人は75人で増減はありません。

精神科病院に入院している精神障がいがある人のうち「受け入れ条件が整えば退院可能な方」の人数は、北海道が行う「在院患者調査」によると、平成20年3月末で3人で、平成21年6月末も3人で増減はありません。

2 音更町民が利用できる障害福祉サービス

障害者自立支援法の施行によるサービス体系の再編により、就労系事業の創設や事業者に対する日払方式が導入されました。利用できる主な障害福祉サービスは以下のとおりとなっています。

区分	サービスの種別	サービスの内容	介護	訓練	地域
在宅等で 受ける サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	入浴や排せつ、食事など自宅での生活の介護や通院のための付き添いなどを行います。	●		
	重度訪問介護	重度の肢体不自由がある人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。	●		
	同行援護	視覚障害により、移動が著しく困難な人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出に必要な援助を行います。	●		
	行動援護	知的や精神の障害により、行動が困難で常に介護の必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のため援護などを行います。	●		
	重度障害者等 包括支援	介護の必要性がととも高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを組み合わせて提供します。	●		
	移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出(冠婚葬祭、官公庁、金融機関等)の際の支援を行います。			●
日中活動 の場 の サービス	生活介護	主に重度の障がいがある人の日中の介護や創作的活動の機会の提供などを行います。	●		
	療養介護	病院などにおいて、機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。	●		
	短期入所 (ショートステイ)	介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴や排せつ、食事の介護などを行います。	●		
	児童デイサービス (児童発達支援)	発達に遅れのある児童等に対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。	●		
	日中一時支援事業	社会参加活動やレクリエーション等の機会を充実し、地域生活の質の向上や就労に向けての意欲を高めるための支援を行います。			●
	地域活動支援センター事業	地域生活の充実のため創作的活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流を促進する場を確保します。			●
	就労移行支援	就労を希望する人に、知識や能力向上のための訓練などを、一定期間の支援計画に基づき行います。		●	
	就労継続支援(A型・B型)	一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や、知識や能力向上のための訓練を行います。		●	
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	身体機能や生活能力向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行います。		●		
居住の 場の サービス	共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営むのに支障のない障害者に、主として夜間において、相談その他の日常生活上の援助を行う。		●	
	共同生活介護 (ケアホーム)	共同生活住居に入居している障害者に、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の世話を行います。(原則18歳以上の人)	●		
	施設入所支援	介護が必要な人や通所が困難な人で、自立訓練または就労移行支援のサービスを利用している人に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。	●		

介護 … 介護給付(障がいの程度により利用できないものもあります。)

訓練 … 訓練等給付(原則18歳以上の人を対象です。)

地域 … 地域生活支援事業(市町村により内容が異なります。)

3 障害福祉サービスの提供体制の現状と評価

(1) サービス利用の状況について

本町における障害福祉サービスの計画値と実績値は以下のとおりとなっており、就労系サービスや地域生活支援事業は概ね計画値どおり進んでいますが、居宅介護や施設入所支援について計画値より遅れがみられます。

全体として、旧法施設の新体系への移行が進んでいない状況にあることも影響していると考えられ、今後、新体系への移行とともに状況が変化していくと考えられます。

(単位 時間)

	サービス種別	17年度	18年度	19年度	19年度	20年度	21年度	22年度	22年度	23年度	
		市町村実 利用時間 (A)	市町村推 計時間 (B)	市町村推 計時間	H20.3.31 実績値	市町村推 計時間	市町村推 計時間	市町村推 計時間	H23.3.31 実績値	市町村推計 時間 (C)	
訪問系	新体系	居宅介護		798	867	348	912	1,026	1,163	280	1,346
		重度訪問介護		715	715	329	715	715	715	557	715
		行動援護		455	455	336	455	455	455	224	455
		重度障害者等包括支援		0	0	0	0	160	160	0	160
	旧体系	ホームヘルプサービス	806								
		訪問系サービス合計	806	1,968	2,037	1,013	2,082	2,356	2,493	1,061	2,676

(単位 人)

	サービス種別	17年度	18年度	19年度	19年度	20年度	21年度	22年度	22年度	23年度	
		市町村実 利用人数 (A)	市町村推 計人数 (B)	市町村推 計人数	H20.3.31 実績値	市町村推 計人数	市町村推 計人数	市町村推 計人数	H23.3.31 実績値	市町村推計 人数 (C)	
日中活動系	新体系	生活介護		24	43	16	60	87	95	50	111
		自立訓練(機能訓練)		0	1	0	1	2	2	0	2
		自立訓練(生活訓練)		2	4	8	6	10	11	0	15
		就労移行支援		3	6	11	8	10	11	10	15
		就労継続支援(雇用型)		0	1	0	3	5	6	4	9
		就労継続支援(非雇用型)		5	14	17	23	36	42	40	55
		地域活動支援センター		24	24	30	24	27	28	66	31
		(新体系合計)		58	93	82	125	177	195	170	238
	旧体系	児童デイサービス	66	36	36	42	36	36	36	72	36
		短期入所	45	45	46	8	46	47	49	11	51
		3障害法定サービス(旧体系)	173	156	126	145	99	53	36	41	0
		共同作業所(旧体系)	17								
		デイサービス等	31								
		(旧体系合計)	221	156	126	145	99	53	36	41	0
日中活動系合計	332	295	301	277	306	313	316	294	325		
居住系	施設入所支援	(旧体系・施設利用)	117	103	81	109	62	26	18	75	0
		GH, CH	25	44	47	46	61	71	85	57	99
	居住系合計		142	161	162	157	173	177	187	165	193

(2) アンケート調査結果の概要について

障害福祉サービスの見込みや今後の施策を進める上での資料とするため、在宅生活している人に対してアンケート調査を実施しました。自由記載欄で具体的な施策についての提案もいただいております、今後の参考とさせていただきます。

◆アンケート調査の概要◆

1. 調査方法 郵送による配布・回収、無記名での回答方式

2. 調査対象及び回収率 ※ () 内は第2期の数値

	調査対象者(人)	回答者数(人)	回収率(%)
在宅で18歳以上の人	450(441)	225(270)	50.0(61.2)
在宅の児童	100(118)	50(63)	50.0(53.4)
合計	550(559)	275(333)	50.0(59.6)

3. 調査期間 平成23年8月16日～9月9日

4. 対象者の選定方法

障害福祉サービス利用者及び手帳所持者(身体、療育、精神)から無作為抽出

※ 65歳以上の方はサービス利用が介護保険優先となり、介護保険の計画においてサービス量等が勘案されているため対象外とした。

※ 手帳制度の無い難病を持つ人や高次脳機能障がいがある人についてもアンケート調査票を送付するため、次の団体の協力を得た。

【協力を頂いた団体】

- ・財団法人北海道難病連音更支部
- ・脳外傷友の会コロポックル道東支部

◆主な回答内容◆

○サービス利用の目的

第2期計画策定時と同様、「今後、生活するための能力を高めるため」、「社会参加の場として」が多くなっています。

【18歳以上】

回答内容	今回	前回
今後、生活するための能力を高めるため	23.8%	30.1%
社会参加の場として	25.2%	21.0%
収入を得る就労の場として	9.8%	6.8%
就労に向けた技術やマナー等を学ぶため	7.0%	10.2%

【児童】

回答内容	今回	前回
今後、生活するための能力を高めるため	48.0%	44.4%
社会参加の場として	30.0%	20.8%
介助者の休息の場として	4.0%	9.7%
本人、同居者だけでは介助が困難なため	12.0%	16.7%

○サービスに対する印象

半数以上の方が「現状で特に問題ない」とする一方で、18歳以上で「時間・回数が不足」11.4%、「別のサービスも利用したい」6.9%、児童で「質に不満がある」10.8%、「別のサービスも利用したい」16.2%という回答になっています。

【18歳以上】

回答内容	今回	前回
現状で特に問題ない	62.5%	69.6%

【児童】

回答内容	今回	前回
現状で特に問題ない	51.4%	60.0%

○利用者負担

第2期計画策定前に利用者負担の軽減策がとられたため、「問題ない」と回答した人は、18歳以上で75.0%、児童で75.9%と、前回とほぼ同様となっています。

【18歳以上】

回答内容	今回	前回
負担が多いと感じる	16.7%	21.7%

【児童】

回答内容	今回	前回
負担が多いと感じる	24.1%	23.1%

○相談支援事業所

相談支援事業所を知らないと回答した人は、前は約7割を占めていましたが、今回は約6割に減っており、少しずつ認知されてきていることがわかります。今後も、相談支援事業所の存在とその役割についてPRを行っていく必要があります。

【18歳以上】

回答内容	今回	前回
相談支援事業所の存在を知らない	59.1%	65.4%

【児童】

回答内容	今回	前回
相談支援事業所の存在を知らない	68.0%	76.2%

○災害時に困ること・不安なこと

「医療」や「自力で避難不可」とする回答が多くなっているほか、具体的なイメージがわかず「わからない」という回答が1割以上ありました。

【18歳以上】

回答内容	今回	前回
医療	30.0%	26.7%
自力で避難不可	16.3%	17.5%

【児童】

回答内容	今回	前回
医療	25.0%	20.8%
自力で避難不可	21.4%	26.4%

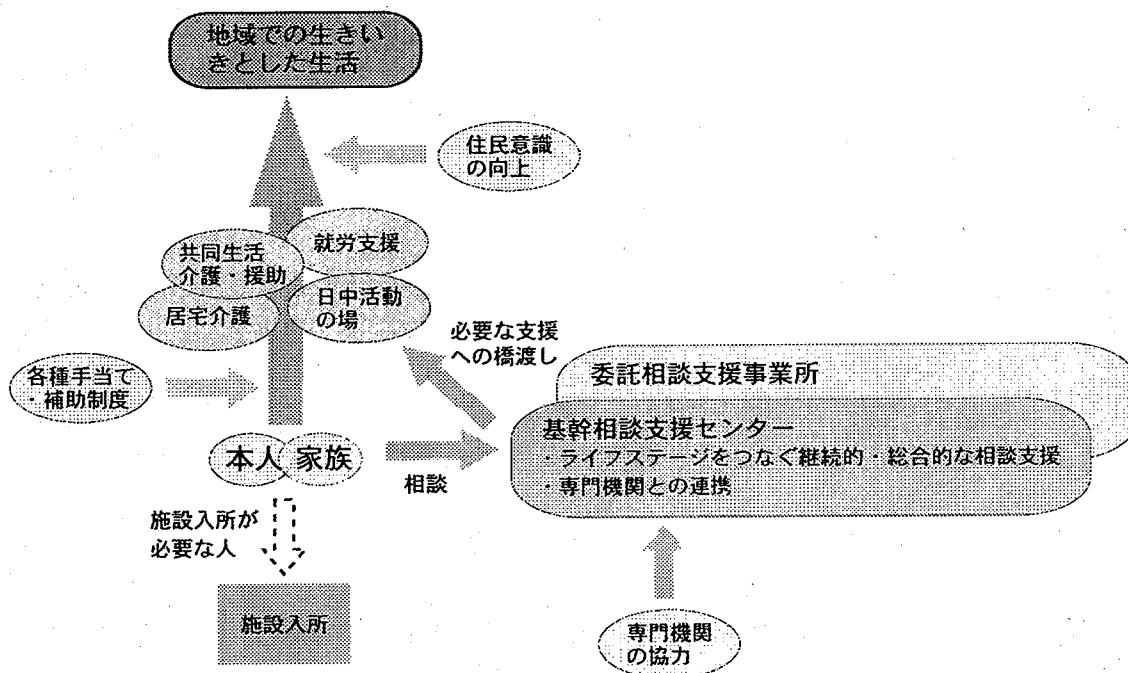
Ⅲ 計画の基本的な考え方

1 計画の基本目標

障がいがある人が、その持てる能力と個性を十分に発揮しながら、生きいきとした生活を送ることができるよう、すべての人が共に社会の構成員として暮らしていける「共生」の考え方に基づき、「障がいの有無にかかわらずあたり前に生活できるまち」を基本目標として、その実現に向けた取り組みを総合的に推進します。

基本目標の実現に向けて

基本目標：「障がいの有無にかかわらずあたり前に生活できるまち」



2 計画の基本方針

基本目標である「障がいの有無にかかわらずあたり前に生活できるまち」を実現するために、次の基本方針を設定します。

(1) ライフステージをつなぐ継続的・総合的な支援

乳幼児期から学齢期、成人期の各ライフステージをつなぐ重要な時期においてワン・ストップ窓口として保健・医療・福祉・教育など様々な分野が連携して支援を行うことで、障がいがある人やその家族が安心して暮らすことができる支援体制を目指します。

(2) 地域生活の支援

障がいがある人が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができるようになるには、地域社会全体が物心両面にわたって障がいがある人の存在を前提とした地域づくりを考え、推進しなければなりません。

地域における環境づくりや地域生活への移行支援を進め、生涯を施設で送るだけでなく、障がいがあっても、その人らしく、できる限り地域で共に暮らすことができるようなライフスタイルの実現を目指します。

(3) 利用者本位のサービス提供の実現

社会福祉基礎構造改革により、利用者がサービス提供事業者を選択し、契約をすることにより、障害福祉サービスを利用する仕組みになりました。

この「利用者本位」の考え方は、すべての障害福祉サービスにわたる共通のもので、自己選択・自己決定を支援し、その権利を擁護する実効性のある仕組みを整え、利用者本位のサービス提供の実現を目指します。

3 重点施策

基本方針に沿い、「相談支援の必要性」、「就労・日中活動の希望」といった課題を解決するため、以下の視点に基づいて重点的に施策を進めます。

- (1) 生活支援サービスの充実
- (2) 生活環境の整備
- (3) 社会環境の整備
- (4) 町民意識の向上

4 本町独自の取り組み

重点施策の具体的な取り組みの中で、以下の事項を本町独自の取り組みとして定め、計画的に実施します。

(1) 基幹相談支援センターの設置

基幹相談支援センターを設置し、対象者が拡大されるサービス利用計画の作成を行うほか、相談支援事業者に対するサービス利用計画作成研修やペアレントメンターの育成を行い、相談支援体制を強化します。

※ ペアレントメンター：子育て経験のある保護者が、現在子育て中の保護者の相談に応じ、同じ目線で悩みや困り感の解消を図るもの。

(2) 子ども発達支援センターの設置

母子通園センターの充実を図るため、制度改正に合わせて子ども発達支援センターを設置し、発達検査を行う回数を増やしたり、中高生の療育に関する調査・研究を行い、障がいのある児童に対する支援体制を強化します。

(3) メール配信、制度説明会の実施

アンケートでは、相談につながることで解決できる問題も多く見られたため、メール配信による情報提供や、制度説明会を実施し、ちょっとした困り感の解消や、ニーズの掘り起こし、保護者のサポートを行います。

(4) 申請書類簡素化、サービス利用チャート作成

複数の申請を一つにまとめるなど、申請書類の簡素化に取り組みます。また、障がいのある子どもや発達が気になる子の保護者が利用可能なサービスがわかりやすいフローチャートを作成します。

(5) 障害福祉施策に関する横断的な会議の設置

役場内に障害福祉施策に関する横断的な会議を設置し、各部署との情報共有と連携を図り、職場体験事業の受入先の拡大、子ども発達支援の充実、授産製品の販路拡大などに取り組みます。

(6) 第2期計画で未着手のもの

自立支援協議会に部会を設置、専門職団体との連携事業を行います。

第2章 各論（前期実施計画）

I 平成26年度の数値目標

障害福祉計画の中では、障がいがある人が地域で生活できる体制を整えるため、国及び北海道の障害福祉計画策定指針において、次の内容に関する数値目標を設定し、そのために必要な障害福祉サービスを確保することとされています。

障害福祉計画策定に係る国指針及び道指針における数値目標設定の考え方

		国指針	道指針
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	目標年度の地域生活移行者数	平成17年10月1日の施設入所者数のうち、平成26年度末において3割以上(仮設定)の者が、施設入所からグループホーム等の地域生活へ移行することを基本として、地域の実情を踏まえて設定する。	国と同じ
	目標年度の減少見込数	平成26年度末の施設入所者数が、平成17年10月1日の施設入所者から18%以上(仮設定)減少することを基本として、地域の実情を踏まえて設定する。	国と同じ
2 福祉施設から一般就労への移行等	目標年度の年間一般就労移行者数	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数とする。 特別支援学校卒業者や就労移行支援事業所利用者の状況等を踏まえて算定する。	国と同じ

町障害福祉計画で設定する平成26年度末の数値目標

1 入所施設の入所者の地域生活への移行

項 目	数値目標	備考
現在の入所者数	117人	平成17年10月1日現在
【目標値】地域生活移行者数	35人	3割以上減(仮設定)
【目標値】減少見込数	32人	18%以上減(仮設定)

2 福祉施設から一般就労への移行

項 目	数値目標	備考
平成17年度の一般就労移行者数	0人	平成17年度に福祉施設を退所し、一般就労に移行した人の数
【目標値】目標年度の年間一般就労移行者数	2人	平成26年度に福祉施設から一般就労に移行する人の数(累計で6人)

3 音更町独自の数値目標

項 目	数値目標	備考
【目標値】職場実習の場の確保	36人分	平成26年度末時点の職場実習希望者の受入可能数

II 計画推進のための具体的取り組み

1 具体的取り組みの設定について

(1) 生活支援サービスの充実

① ライフステージをつなぐ相談支援体制の確立

施策の方向と施策内容

障がいがある人やその家族の抱える問題全体に幅広く対応し、ワン・ストップ窓口として包括的かつ継続的なコーディネートを行う。また、障がいがある人のニーズを明確にするとともに、その個別ニーズを満たすために、地域での新たな支援体制を築くための地域への働きかけも同時に行う。

施策内容

- 基幹相談支援センターの設置
- 障害児支援の強化
- 自己決定を総合的にサポートする相談支援

② 地域生活の場の確保

施策の方向と施策内容

障がいがある人が、自ら選んだ住まいに安心して暮しながら、地域に日中活動の場を確保することを目指す。

施策内容

- 地域活動支援センターの充実
- 通所交通費の助成
- 住宅改修費の助成

③ 必要な障害福祉サービス及び地域生活支援事業の確保

施策の方向と施策内容

障がいがある人が、サービス利用についての情報を十分理解したうえで、必要なサービスを必要な時に利用できる体制を、相談支援も含め整える。

施策内容

- 在宅サービスの充実
- 施設サービスの確保
- 障害児支援の強化

(2) 生活環境の整備

①権利擁護の推進

施策の方向と施策内容

障がいがある人の、孤立してかかえる苦情や差別的な取り扱い、虐待その他の人権侵害を素早く把握し、侵害された権利の救済を図る。

施策内容

- 障害者虐待防止センターの設置
- 成年後見制度の活用

②所得保障

施策の方向と施策内容

経済的自立と社会参加を推進するため、年金や各種手当制度の周知徹底を図るとともに、経済的な支援を行う。

施策内容

- 年金の支給
- 各種手当等の支給

③地域生活の場の確保

施策の方向と施策内容

障がいがある人が、自ら選んだ住まいに安心して暮しながら、地域に就労や日中活動の場を確保することを目指す。

施策内容

- 福祉的就労の充実
- 地域活動支援センターの充実
- 住宅改修費の助成
- 通所交通費の助成
- 交流の場の確保

④交通機関・移動支援の充実

施策の方向と施策内容

障がいがある人もない人も、すべての人が安心して利用できる交通手段や移動サービスの充実を図る。

施策内容

- 交通手段の確保
- 移動しやすい手段や制度の整備活用

(3) 社会環境の整備

①就労支援体制の確立

施策の方向と施策内容

障がいがある人が、就労する際に、希望により訓練や実習などのステップを経ることができ、就労後失敗しても、再チャレンジできる仕組みがある。また、就労についての相談支援体制が整備されている。

施策内容

- 職場体験事業の実施
- 基幹相談支援センターの設置

②コミュニケーション環境の整備

施策の方向と施策内容

障がいの有無に関わらず、地域生活で多くの人と接しながら暮らすことができる。

施策内容

- 障がいがある人との交流機会の拡大
- 自立支援協議会の活用による交流機会の増
- 手話通訳者や要約筆記者などの確保

③スポーツ・文化活動の振興

施策の方向と施策内容

障がいがある人が参加しやすい機会や情報の提供を行うとともに、気軽に参加できる環境づくりを推進する。

施策内容

- スポーツ・レクリエーションの普及促進
- 芸術文化活動の推進

(4) 町民意識の向上

①啓発活動の推進

施策の方向と施策内容

全ての町民が障がいに対する正しい理解を深めるための、啓発活動などを行う。

施策内容

- 広報活動による啓発
- 障がいのある人との交流機会の拡大
- 福祉教育の推進
- 職場体験事業の実施

②地域福祉活動の推進

施策の方向と施策内容

ボランティア活動等に参加しやすい環境を整備するとともに、気運の醸成を図る。

施策内容

- NPO法人等の活動促進
- ボランティア活動の促進

2 計画推進のための工程表

(1) 生活支援サービスの充実

① ライフステージをつなぐ相談支援体制の確立

【目指す姿】

- どこに相談すると良いかを全ての人が知っている
- 誰でもどんな相談でも可能
- 問題の分野によらず、ワン・ストップ相談が可能
- 初期相談の後も、相談支援体制が継続される
- 地理的、心理的にアクセスしやすい
- 子どもの頃から障害特性や成長の経過を総合的に把握し、一貫したアドバイスができる
- 自身の問題以外に家族全体を包括的に支援できる
- 個別ニーズを受け、地域に新たな支援体制を関係機関が相互に連携をとりながら築くための働きかけを行う仕組みがある

【前期実施計画期間中に達成する姿】

- 基本的な相談については、どこに相談すると良いかを全ての人が知っている
- どのような相談内容であっても初期相談窓口で対応し、必要に応じて関係する機関との引き継ぎや連携ができる

【前期実施計画期間中に実施する内容】

- 基幹相談支援センターを設置します。
- 子ども発達支援センターを設置するなど、障害児支援を強化します。
- 相談窓口についての広報、情報提供を行います。
- いつでも相談対応を行える体制を確保します。
- 研修会（サービス利用計画作成等）の開催など、相談員の育成に努めます。
- 障がいがある当事者同士がお互いに支援を行えるような相談体制づくりを検討します。
- 町民の相談解決や資源創出に向けて、関係者が相互に協議や情報交換できる場を設定します。

② 地域生活の場の確保

【目指す姿】

- 生活したい場所で自分らしく生活できる
- 地域で居住するための支援を受けることができる
- 入所施設から地域移行したい人の生活の場が確保されている
- 地域に日中活動の場がある

【前期実施計画期間中に達成する姿】

- 日中活動の場となる、地域活動支援センターの充実
- 障がいがある人でも不自由なく暮らせる居住環境の整備
- 通所施設を利用することで地域で暮らせるよう、経費軽減等の支援

【前期実施計画期間中に実施する内容】

- 地域活動支援センターの充実のため、事業内容の見直しを行います。
- 居宅のバリアフリー化など、住宅改修費を助成します。
- 居宅から施設に通所する際の、交通費を助成します。
- 障がいがある人とその家族への面接及びサービス事業者との連携により、どのような場でどのように暮らしたいかについての情報収集を行います。
- 地域生活をした場合、どのような費用負担が必要か、どのような生活形態になるのか等がイメージできるようなパンフレット等を作成・配布します。
- 町が管理する財産の活用の可能性について検討を行います。
- 民間住宅を含めた居住の場の確保について、関係機関や町内事業者が協議できる場を設定します。
- 重い障がいがある人の、居住の場の確保について検討を行います。
- 障害者福祉施設を設置する事業者の支援に努めます。

③ 必要な障害福祉サービス及び地域生活支援事業の確保

【目指す姿】

- 必要なサービスが必要な時に利用できる
- サービス利用についての情報を全ての人が理解している
- サービスが必要な人が、経済的な理由をもってサービス利用を控えることがない

【前期実施計画期間中に達成する姿】

- サービスの種類、利用の方法や手続、利用者負担等の仕組みをサービス利用者が理解している。
- 在宅サービスが、質・量ともに充実している。
- 施設サービスが、必要量確保されている。
- サービス利用についての相談に対して適確に対応できる。
- 所得が少ない人やこれからの社会を担う子育てを行う世代及びサービスを多く必要とする重度の障がいがある人の負担額を軽減する仕組みがある

【前期実施計画期間中に実施する内容】

- 町内で利用可能なサービスについて、制度説明会や個別相談会を実施するほか、わかりやすいパンフレット等を作成し周知します。また、各種制度情報等のメール配信サービスを検討します。
- 障害福祉制度手続の簡素化・理解促進のため、申請書類の簡素化やフローチャートの作成などを検討します。
- 複数のサービス利用を必要とする人について、適切な相談対応や利用プランの作成のための支援を確保します。
- 今後必要となるサービス量について、サービス事業者や関係機関と協議を行いながら確保できる体制をつくります。
- 自立支援協議会の活動と併せて、事業所間の交流を促進し、研修機会の確保と人材育成を図ります。
- 在宅サービスを質・量ともに充実するための、事業所支援等を検討します。
- 施設サービスが必要量確保されるための、事業所支援等を検討します。
- 子ども発達支援センターの設置や障害特性に配慮した新たな制度を検討するなど、障害児支援サービスを強化します。
- 中高生の療育方法について検討します。

(2) 生活環境の整備

①権利擁護の推進

【目指す姿】

- 障がいがある人の、孤立してかかえる苦情や差別的な取り扱い、虐待その他の人権侵害を素早く把握する。
- 権利が侵害された場合、適切な救済措置が行われる。
- 権利が侵害されることなく、日常生活を送ることができる。

【前期実施計画期間中に達成する姿】

- 虐待その他の人権侵害を把握する仕組みがある。
- 虐待その他の人権侵害が行われた場合の、救済措置が確保されている。
- 虐待その他の人権侵害を、事前に防止するための取り組みが行われる。

【前期実施計画期間中に実施する内容】

- 障害者虐待防止センターを設置します。
- 事前の虐待防止対策を検討します。
- 必要に応じて、町長申立てにより成年後見制度を利用し、財産管理などを行います。
- 障がいがある人に対する理解促進のための広報活動を行います。

②所得保障

【目指す姿】

- 経済的自立と社会参加を行うための、所得が保障されている。
- 年金や各種手当制度、費用軽減措置等が申請方法を含めて対象者に周知されており、簡便な方法で申請できる。

【前期実施計画期間中に達成する姿】

- 年金や各種手当制度、費用軽減措置等を、対象者にきちんと周知する仕組みがある。
- 社会情勢や制度改正などに応じた、各種手当や費用軽減措置等の検討

【前期実施計画期間中に実施する内容】

- 年金や各種手当制度、費用軽減措置等を、個別（手帳取得時等）及び全体（広報等）に周知を行います。
- 社会情勢や制度改正などに応じて、必要とされる支援や費用軽減措置等を検討します。
- 年金や各種手当制度、費用軽減措置等を網羅したわかりやすいパンフレット等を作成し、配布します。
- 町内の各種イベントで授産製品の販売機会を増やします。

【目指す姿】

- 生活したい場所で自分らしく生活できる
- 地域で居住するための支援を受けることができる
- 入所施設から地域移行したい人の生活の場が確保できる
- 地域に日中活動の場がある

【前期実施計画期間中に達成する姿】

- 日中活動の場となる、地域活動支援センターの充実
- 障がいがある人でも不自由なく暮らせる居住環境の整備
- 通所施設を利用することで、地域で暮らせるための、経費軽減等の支援

【前期実施計画期間中に実施する内容】

- 地域活動支援センターの充実のため、事業内容の見直しを行います。
- 居宅のバリアフリー化など、住宅改修費を助成します。
- 居宅から施設に通所する際の、交通費を助成します。
- 障がいがある人とその家族への面接及びサービス事業者との連携により、どのような場でどのように暮らしたいかについての情報収集を行います。
- 地域生活をした場合、どのような費用負担が必要か、どのような生活形態になるのかなどをイメージできるようなパンフレット等を作成・配布します。
- 町が管理する財産の活用の可能性について検討を行います。
- 民間住宅を含めた居住の場の確保について、自立支援協議会において協議します。
- 重い障がいがある人の、居住の場の確保について検討を行います。
- 障害者福祉施設を設置する事業者の支援に努めます。
- 作業体験の紹介などの情報提供により、福祉的就労の機会を提供します。
- 既存のコミュニティ活動との連携も検討しながら、日中の交流の場を確保します。

④交通機関・移動支援の充実

【目指す姿】

- 全ての人々が安心して利用できる交通手段や移動サービスが用意されている。

【前期実施計画期間中に達成する姿】

- 障がいがある人またはその家族に必要な交通手段が確保されている。
- 対象者が、公共交通機関の運賃割引制度を知っている。
- 十分な量の移動サービスが確保されている。

【前期実施計画期間中に実施する内容】

- 自動車運転免許取得費への助成を実施します。
- 身体障害者用自動車改造費への助成を実施します。
- 公共交通機関の運賃割引制度の周知を徹底します。
- 移動サービスを提供する事業者の支援に努めます。

(3) 社会環境の整備

① 就労支援体制の確立

【目指す姿】

- 能力評価→訓練→実習→就職のステップを誰でも経ることができる
- 実際の職場を、気軽に体験する機会がある
- 失業しても、再チャレンジできる仕組みがある
- 就労や生活全般についての相談をすることができる

【前期実施計画期間中に達成する姿】

- 能力評価→訓練→実習→就職へのステップをコーディネートする機関がある。
- 町内企業等の経営者、人事担当者が障害者雇用に関する各種助成制度を知っている
- 町内において職場実習の場が確保されている
- 福祉施設等に対して業務を発注する機会が増える
- 就労を含めた包括的な相談を受ける支援体制が整備されている。

【前期実施計画期間中に実施する内容】

- 就労支援機関を周知します。
- 一般就労に向けた訓練内容等についてパンフレットなどを作成し配布します。
- 障がいがある人の雇用を行っている町内企業の取り組み例などを、広報紙やホームページなどで町民に対して積極的にアピールします。
- 企業アンケートを実施し、その内容を公表します。
- 一般就労に向けた訓練の場として、職場体験事業を実施します。
- 基幹相談支援センターを設置し、就労を含めた包括的な相談支援を行います。

② コミュニケーション環境の整備

【目指す姿】

- 同じ境遇の人同士が、楽しく交流したり、悩みを相談し合う場がある。
- 異なる障がいがある人同士が、集まる場がある。
- 障がいがある人とない人の交流の場がある。
- 一般就労だけでなく多様な働き方を通じて社会参加ができる場がある。

【前期実施計画期間中に達成する姿】

- 同じ境遇の人同士が、楽しく交流したり、悩みを相談し合う場づくりが進められている。
- 異なる障がいがある人同士が、集まる場づくりが進められている。
- 障がいがある人とない人の交流の場づくりが進められている。

【前期実施計画期間中に実施する内容】

- 自立支援協議会を活用し、交流の機会を増やします。
- 障がいがある当事者同士がお互いに支援を行えるような体制（ピアカウンセリング）づくりを検討します。
- 地域コミュニティ（町内会、地域交流サロン等）と連携し、障がいがある人とない人の交流機会を拡大します。
- 手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
- コミュニケーションに障がいがある人の支援に努めます。

③ スポーツ・文化活動の振興

【目指す姿】

- スポーツ・文化活動に、障がいがある人が参加しやすい機会があり、その情報が提供されている。
- スポーツ・文化活動に、障がいがある人が気軽に参加できる環境がある。

【前期実施計画期間中に達成する姿】

- 障がいがある人が参加しやすい既存のスポーツ・文化活動が周知されている。
- 障がいがある人が参加しやすいスポーツ・文化活動づくりが進められている。
- 体育館等のスポーツ施設がバリアフリー化されている。

【前期実施計画期間中に実施する内容】

- 当事者団体の活動を広く紹介し、参加を呼びかけます。
- 障がいがある人でも参加しやすいスポーツや文化活動を広報します。

(4) 町民意識の向上

① 啓発活動の推進

【目指す姿】

- 全ての町民が、障がい者を正しく理解している。

【前期実施計画期間中に達成する姿】

- 障がいについての正しい知識が周知・教育されている。
- 障がいのある人と交流する機会が増えることで、障がいについての理解が深まる。

【前期実施計画期間中に実施する内容】

- 広報活動による啓発を実施します。
- 福祉教育を推進します。
- 職場体験事業を実施し、雇用者や一般就労者の障がいに対する理解を深めます。
- 障がいがある人とない人の交流機会を拡大します。

② 地域福祉活動の推進

【目指す姿】

- ボランティア活動等に参加しやすい環境が整備されている。
- ボランティア活動等が十分に周知されており、町民の中に参加の気運が醸成されている。

【前期実施計画期間中に達成する姿】

- ボランティア活動等を促進させる仕組みがある。
- ボランティア活動等が周知されている。

【前期実施計画期間中に実施する内容】

- ボランティア活動への支援を検討するなど、活動を促進します。
- ボランティア活動等を広報し、周知に努めます。
- NPO 法人等の育成に努めます。
- 社会福祉協議会との連携による、地域福祉活動に取り組みます。

第3章 サービス量の見込みと基盤整備（前期実施計画）

1 介護給付及び訓練等給付の見込み量

【速報値】

サービス種別		24年度	25年度	26年度
訪問系サービス	居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援	1,141 時間	1,218 時間	1,305 時間
		39 人	42 人	45 人
	同行援護	10 時間	20 時間	20 時間
		1 人	2 人	2 人
相談支援	計画相談支援	12 人	16 人	20 人
	地域移行支援	1 人	2 人	3 人
	地域定着支援	1 人	1 人	2 人
日中活動系サービス	療養介護	5 人	5 人	5 人
	生活介護	70 人	85 人	95 人
		1,540 人日	1,870 人日	2,090 人日
	自立訓練(機能訓練)	0 人	0 人	0 人
		0 人日	0 人日	0 人日
	自立訓練(生活訓練)	1 人	1 人	1 人
		22 人日	22 人日	22 人日
	就労移行支援	11 人	13 人	15 人
		242 人日	286 人日	330 人日
	就労継続支援(A型)	5 人	5 人	5 人
		110 人日	110 人日	110 人日
	就労継続支援(B型)	50 人	52 人	54 人
		1,100 人日	1,144 人日	1,188 人日
	短期入所	8 人	8 人	8 人
56 人日		56 人日	56 人日	
児童発達支援(参考)	80 人	85 人	90 人	
	360 人日	382 人日	405 人日	
居住系サービス	共同生活援助・共同生活介護	60 人	65 人	70 人
	施設入所支援	95 人	90 人	85 人
	共同生活援助・共同生活介護(定員)	77 人	77 人	77 人

※ 各サービス毎の1ヶ月あたりの必要見込量

2 地域生活支援事業の見込み量

事業名		24年度	25年度	26年度	
相談支援事業	①相談支援事業	ア 障害者相談支援事業	6箇所	6箇所	6箇所
		イ 地域自立支援協議会	有	有	有
		ウ 障害児等療育支援事業	1箇所	1箇所	1箇所
	② 市町村相談支援事業機能強化事業	有	有	有	
	③ 住宅入居等支援事業	有	有	有	
④ 成年後見制度利用支援事業	有	有	有		
コミュニケーション支援事業	手話通訳者設置人数	0人	0人	0人	
	手話・要約筆記実利用者数	8人	8人	8人	
日常生活用具給付等事業	① 介護・訓練支援用具	3件	3件	3件	
	② 自立生活支援用具	15件	15件	15件	
	③ 在宅療養等支援用具	17件	17件	17件	
	④ 情報・意思疎通支援用具	6件	6件	6件	
	⑤ 排泄管理支援用具	946件	1,000件	1,050件	
	⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	2件	2件	2件	
移動支援事業		95人	105人	110人	
		延べ785時間	延べ867時間	延べ909時間	
地域活動支援センター事業	自市町村分	1箇所	1箇所	1箇所	
		30人	30人	30人	
	他市町村分	12箇所	12箇所	12箇所	
		35人	35人	35人	
日中一時支援事業		11箇所	12箇所	12箇所	
		90人	100人	105人	
奉仕員養成研修事業	① 手話奉仕員	2人	2人	2人	
	② 要約筆記奉仕員	1人	1人	1人	
	③ 点訳奉仕員	0人	0人	0人	
	④ 朗読奉仕員	0人	0人	0人	

※ 各サービス毎の1ヶ月あたりの必要見込量

第4章 資料

1 音更町障害福祉計画等策定委員会について

- 設置条例等
- 策定委員名簿
- 策定経過

2 障がい福祉計画策定に係るアンケート調査の結果

- 在宅生活者（18歳以上向け）
- 在宅生活者（児童向け）

3 障がい福祉計画町民説明会資料

○音更町附属機関設置条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、町の執行機関が設置する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として、別表の第1欄に掲げる執行機関に、同表の第2欄に掲げる附属機関を設置し、その担任する事項は同表の第3欄に掲げるとおりとする。

（組織）

第3条 附属機関は、別表の第4欄に掲げる委員をもつて組織し、その任期は同表の第5欄に掲げるとおりとする。

（委任）

第4条 附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

別表（第2条、第3条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事項	委員の定数	委員の任期
町長	音更町障害福祉計画等策定委員会	次に掲げる事項について、審議を行うこと。 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条第3項の規定に基づく音更町障害福祉計画の策定に関すること。 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づく音更町障害福祉計画の策定に関すること。	20人以内	審議を行い、計画を策定するまでの期間

備考 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○音更町障害福祉計画等策定委員会規則

（設置）

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条第3項の規定に基づく音更町障害福祉計画（以下「障害者福祉計画」という。）及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づく音更町障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）の策定を行うため、音更町障害福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員）

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 障害福祉施策に関心のある町民
- (2) 障害者及びその家族の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 障害福祉関係者
- (5) 教育・就労関係者
- (6) その他町長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開催することができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めて、意見又は説明を求めることができる。
- 5 委員長は、審議事項につき必要に応じて、委員会に検討組織を置くことができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密に属する事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、民生部福祉課において行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

音更町障害福祉計画等策定委員会委員名簿

氏名	所属	性別	作業部会
イケダ クニユキ 池田 邦 幸	(公募委員)	男性	○
イチノ テルアキ 市野 輝 章	社会福祉法人更葉園	男性	
クリバヤシ ヒデハル 栗林 秀 治	手をつなぐ親の会	男性	○
コクナイ サカエ 穀内 さかえ	(財)北海道難病連音更支部	女性	
サカグチ ユウジ 坂口 雄 二	NPO法人十勝ソーシャルクラブ連合会	男性	
ササキ タクヤ 佐々木 拓也	音更町社会福祉協議会	男性	○
サトウ ヒデアキ 佐藤 英 晶	帯広大谷短期大学	男性	部会長
シラキ ユキヒサ 白木 幸 久	音更西保育園	男性	
スガワラ モトユキ 菅原 資 之	社会福祉法人音更晩成園	男性	○
タナカ クニアキ 田中 州 明	有限会社ヤマトおしぼり	男性	
ナカニシ ケイイチ 中西 圭 一	音更肢体不自由児(者)親の会	男性	
ナガムラ アサコ 長村 麻 子	十勝障がい者相談支援センター	女性	○
ナメカワ オリエ 滑川 織 枝	NPO法人地域で一緒に暮らそう会	女性	
ニシヤマ トシアキ 西山 利 昭	身体障害者福祉協会音更分会	男性	
マルヤマ ノブユキ 丸山 信 之	音更町保健センター	男性	
マルヤマ ヨシタカ 丸山 芳 孝	発達障害者支援道東地域センターきら星	男性	
ミカミ マサタケ 三上 雅 丈	社会福祉法人慧誠会 帯広生活支援センター	男性	
ヤマガミ マヤコ 山上 摩 弥子	(公募委員)	女性	
ヤンベ サユリ 山家 さゆり	NPO法人きらりスマイル音更の会	女性	
ヨシムラ ヤスユキ 吉村 泰 之	音更町校長会	男性	

副委員長

委員長

計画策定の経緯

時 期	内 容	備 考
8月5日	第1回策定委員会	委嘱、諮問、原案説明、アンケート素案
8月中旬	アンケート調査 (集計～10月上旬)	児と者に分けて実施
9月16日	自立支援協議会との調整	原案概要等（自立支援協議会定例会）
9月20日	第1回作業部会	本町独自の取組について
10月6日	第2回策定委員会	修正案、作業部会の検討状況
11月8日	第2回作業部会	アンケート自由記載内容の報告
11月18日	自立支援協議会との調整	修正案、アンケート集計結果速報値・自由記載内容の報告（自立支援協議会定例会）
11月28日	第3回策定委員会	修正案、アンケート集計結果速報値・自由記載内容の報告
12月22日～ H24年1月21日	パブリックコメント	12月5日（月）広報原稿〆切
1月18日	町民説明会	
1月20日	自立支援協議会との調整	修正案、町民説明会結果報告（自立支援協議会定例会）
2月1日	第4回策定委員会	パブコメ・住民説明会結果、計画案修正
2月21日	答申	町長への答申

おと ふけ ちやうしやう がい ふく し けい かく さく てい かか ちやう さ ひやう さい い じやう む
 音更町障害福祉計画策定に係るアンケート調査票(18歳以上向け)

1 1 本人について

【1-1 本人の事について、当てはまるものの□にシ点を付けてください。

ねんれい 年齢	<input type="checkbox"/> 18~39歳	<input type="checkbox"/> 40~64歳	<input type="checkbox"/> 65歳以上
せいべつ 性別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性	

【1-2 お持ちの手帳の内容について：複数の手帳をお持ちの場合は該当する全ての□にシ点を付けてください。】

しんたいしやうがいしや てちやう □身体障害者手帳	<input type="checkbox"/> 1級 <input type="checkbox"/> 2級 <input type="checkbox"/> 3級 <input type="checkbox"/> 4級 <input type="checkbox"/> 5級 <input type="checkbox"/> 6級 ※ 身体障害は次のどれに当てはまりますか <input type="checkbox"/> 視覚障害 (→点字が わかる・わからない) <input type="checkbox"/> 聴覚又は平衡機能障害 (→手話が できる・できない) <input type="checkbox"/> 音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害 <input type="checkbox"/> 肢体不自由 <input type="checkbox"/> 内部障害 (心臓・腎臓・肝臓・呼吸器・ぼうこう・直腸 ・小腸・免疫)
りやういく てちやう □療育手帳	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B
せいしんしやうがいしや ほけん ふくし てちやう □精神障害者保健福祉手帳	<input type="checkbox"/> 1級 <input type="checkbox"/> 2級 <input type="checkbox"/> 3級
とくていしつかん いりやうじゆきやうしやしやう □特定疾患医療受給者証	
てちやう じゆきやうしやしやう も □どの手帳も受給者証も持っていない	